

京都市区役所の名称及び位置に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成20年1月7日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第62号

京都市区役所の名称及び位置に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

京都市区役所の名称及び位置に関する条例の一部を改正する条例（平成19年12月21日京都市条例第32号）の施行期日は、平成20年3月17日とする。

（文化市民局市民生活部区政推進課）